

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

6

[令和 6 年]**2024**

No.362



奈良県庁屋上庭園から若草山をのぞむ

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>



公益社団法人 奈良県トラック協会 第51回 定時総会
 陸運労災防止協会奈良県支部 第62回通常総会
 令和6年5月24日グランドメルキュール奈良橿原で開催

詳細は7月号に掲載予定。



定時総会の開催	巻頭
理事会	2
総務委員会	4
二月会例会	5

■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ	6
-----------	--------------	---

■ 奈良働き方改革推進支援センターから	奈良働き方改革推進支援センターからのお知らせ	8
---------------------	------------------------	---

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	12
-------------	----------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2024年3月)	13
	第125回 トラック運送業界の景況感(速報)	14

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	18
---------	----------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	20
------------	---------------	----

■ 近畿総合通信局から	近畿総合通信局からのお知らせ	21
-------------	----------------	----

■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書	22
	優良従業員表彰	23
	6月・7月の行事(予定)表	23
	トラックの構造上の特性	24
	事業用自動車事故事例No.106	25
	近代化基金融資推薦申込み公募要綱	26
	KIT事業の案内	28

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	29
-----------	--------------	----

■ 奈ト協から	飲酒運転根絶の徹底について	30
---------	---------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	32
---------	-------------	----

Gマーク申請の案内	巻末
-----------	----

第294回 理事会

日時：令和6年4月26日(金) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 27名 出席 21名 欠席 6名



冒頭、塚本哲夫会長は「物流総合効率化法と貨物自動車運送事業法の改正については、行政も物流の後ろ盾になってくれているということを感じる。メーカーの方も積み込みの時間のことを考えてくれたり、希望額まではいかなくても運賃を上げてもらえたという声も聞くように

なってきた。バッテリーやタイヤなどの仕入れ価格も上がっている。賃上げをしないと人が来ないということが中小企業にも浸透してきており、我々は運賃交渉ができていないと先々がしんどくなる。業界をあげてその辺を浸透させるように私も微力ながら全ト協、近ト協と一致団

結して取組んでいきたい」とあいさつ。

議事の前には奈良県警察本部より「大規模災害における交通規制について」の説明がありました。

大規模災害における交通規制について

大規模災害が発生した時の対応について、交通部交通規制課の北森裕章係長が「緊急交通路」と「緊急輸送路」の違いについて解説。「緊急交通路」は申請し『緊急』の標章・確認証明書の交付を受けた車両以外通行できない道路。今までは災害発生後に申請手続きを行ってい

たが、昨年9月に法律が変わり、事前に申請できるようになった。「災害時の混乱を避けるためには予め申請し、標章の取得を済ませてもらいたい」と説明がありました。



▲説明をする北森裕章 交通規制課係長、右端は木元貴規 同課課長補佐

議 事

報告事項は次の通りです。

- (1) 業務執行の状況報告について
定款第27条に基づき代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告した。
- (2) リコージャパン(株)とのソフトウェア開発委託契約書について報告した。
- (3) 各委員会報告について
【総務委員会】令和6年度第1回総務委員会について報告

- 【適正化実施対策】令和5年度第3回適正化実施対策委員会について報告
- 【交通安全・労災防止対策】令和6年度第1回交通安全・労災防止対策委員会について報告
- 【交付金運営】令和6年度奈良県近代化基金融資推薦公募要綱について報告
- (4) 会費の滞納について
令和5年度雑損処理について報告した

- (5) 吉村相談役の辞任について報告
- (6) その他
事務局の新しい職員2人を紹介した。



▲野口海斗係員



▲木下鼓太郎係員

審議事項は次の通りです。

- (1) 令和5年度事業報告(案)及び決算(案)について 監査報告 ⇒ 承認
- (2) 優良従業員表彰受賞者(案)について 運転者42名、一般従業員7名、合計49名 ⇒ 承認
- (3) 各種助成金交付要綱(案)について 昨年度同様全24項目について助成。交付要綱をまとめた冊子を作成し会員へ送付、あわせて協会ホームページに掲載することを説明。

- ⇒ 承認
- (4) 会員の入会(案)について ⇒ 承認
- (5) 第51回定時総会の招集の決定(案)について 令和6年5月24日(金)午後1時～グランドメルキュール奈良橿原(旧ザ橿原)にて開催。総会の目的事項は令和5年度事業報告及び決算承認に関する件、監査報告、役員の選任に関する件、報告は、令和6年度事業計画及び収支予算に関する

- 件 ⇒ 承認
- (6) 出張旅費規程の一部変更(案)について 総務委員会から提案のあった理事、委員が協会主催会議に出席する旅費の金額改訂について説明。
⇒ 承認

新たに1社入会されました

■ヒロ商事(日裏裕元)
奈良市古市町1383-11
(会員総数512社)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

- (1) 令和5年度事業報告、収支決算報告、監査報告について ⇒ 承認
- (2) 令和6年度収支予算(案)について ⇒ 承認

出席されたのは次のみなさんです(社名・敬称略)

会長＝塚本 副会長＝中・森本(禎)、萩原 監事＝阪井・東口・壺井
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・那須・廣瀬・巽・吉岡(幹)・吉岡(正)・中谷・辻本・西川(直)・竹長・森本(好)・櫻本・原口・岸元・山口

第 1 回 総 務 委 員 会

日時：令和6年4月22日(月) 午後0時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員8名（中担当副会長は委員に含む）、役員2名、事務局4名 以上14名

議 事

(1) 令和5年度事業報告（案）及び決算（案）について

- ・令和5年度事業について、公益目的事業である事故防止・交通安全対策、環境対策、災害時緊急輸送対策事業等について報告した。
- ・令和5年度協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計に係る決算について報告した。

繰越金が確定したことにより、2月の理事会で承認となった令和6年度収支予算書の前期繰越収支差額の変更について説明した。

4月19日に阪井監事、東口監事、壺井監事による監査を終了したことを報告した。

(2) 優良従業員表彰受賞者（案）について

成績優秀で他の模範となる運転者及び一般従業員を会長名で表彰する優良従業員被表彰候補者に運転者42名、一般従業員7名の合計49名の推薦が会員事業者よりあったことを報告した。

(3) 会費の滞納について

令和5年度雑損処理について報告した。

(4) その他

理事及び委員が協会主催の会議に出席する場合の旅費の金額改訂について意見が出た。



二月会例会

日時：令和6年5月13日(月) 午後2時～

場所：奈良運輸支局 2階会議室

月の第二月曜日に定期的に開催される二月会の5月例会（行政機関等（5機関）、自動車関係団体（14団体）で構成）が奈良運輸支局で開催されました。



本田泰彦支局長挨拶のあと、鈴木 健首席運輸企画専門官から、令和6年度クールビズ、4月1日施行の改正障害者差別解消法、貸切バス事業者講習会の開催等について説明がありました。

▲本田泰彦支局長



【行政機関等】

近畿運輸局奈良運輸支局	独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所
軽自動車検査協会 奈良事務所	独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所
奈良県自動車税事務所	

【自動車関係団体】

奈良県バス協会	奈良県自動車整備商工組合
奈良県トラック協会	奈良県中古自動車販売商工組合
奈良県タクシー協会	奈良県軽自動車協会
奈良県自家用自動車協会	日本自動車査定協会奈良県支所
奈良県自動車整備振興会	日本自動車連盟奈良支部
奈良県自動車販売店協会	近畿陸運協会奈良支部
奈良県自動車整備工業協同組合	奈良県レンタカー協会

厚生労働省からのお知らせ

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。

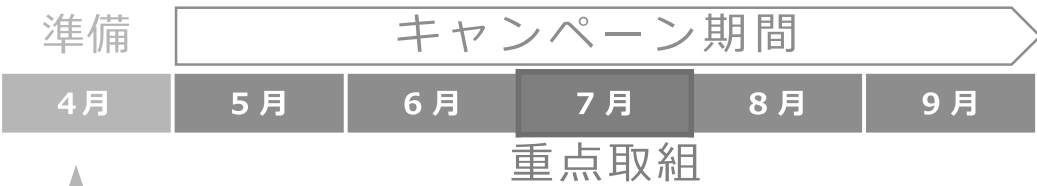


労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

奈良働き方改革推進支援センターからのお知らせ



厚生労働省奈良労働局委託
令和6年度
中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託: 奈良県社会保険労務士会)

令和6年度 働き方塾セミナー

—アフター・コロナの働き方を考える—

開催
時間

同一労働同一賃金解説 14:45~15:00
個別テーマセミナー 15:00~16:00

参加
無料

すべてZoom
による
オンライン開催
です

回数	開催日	個別テーマ	講師社労士
1	5/27 月	最近の法改正のポイント — 労働条件の明示・助成金等 —	中垣 長
2	6/10 月	ハラスメントは許しません — カスタマーハラスメント対応あり —	吉田 順恵
3	6/17 月	雇用・労働関係の助成金 — 助成金を知って活用しよう —	岩井 秀之
4	6/24 月	同一労働・同一賃金は大丈夫? — 職務分析 やっていませんか? —	森田 修
5	7/8 月	人事制度の構築法 — 企業を安定成長に導く面談制度 —	篠原 淳
6	7/22 月	長時間労働の是正 — 生産性を上げる職場作り —	池村 瑠莉香
7	7/29 月	組織が活性化させる人材育成 — 自発性を促す支援とは —	久保 知三
8	8/26 月	仕事と介護の両立 — 介護離職防止、休業、給付金 —	宮永 香織

回数	開催日	個別テーマ	講師社労士
9	9/9 月	年収の壁 (106万円・130万円) — 支援強化パッケージの留意事項 —	藤田 昌晃
10	10/7 月	外国人雇用に挑戦しよう — 8がけ社会の到来 —	大上 雄示
11	10/21 月	雇用継続 — 雇用の継続のための取り組み —	福井 一人
12	10/28 月	健康経営とは — 社員を幸せにして強い会社作りを —	井上 功一
13	11/11 月	健康経営とメンタルヘルス対策 — 社労士としての関わり方 —	古家後 一英
14	11/18 月	副業・兼業について — 柔軟な働き方(働き方の多様性) —	小橋 敏
15	11/25 月	年次有給休暇 — パートさんにも有休いるの? —	下妻 小織
16	12/9 月	働き方の点検と見直し — わたしの会社の働き方を見直す —	松岡 憲司

個別テーマセミナー前に
同一労働同一賃金解説を
行います。14:45~15:00



厚生労働省「働き方改革特設サイト」
(奈良働き方改革推進支援センター)



「セミナーのご案内」からも
お申込みも可能です

お問い合わせ

奈良働き方改革推進支援センター

〒630-8325 奈良市西木辻町343番地1 (奈良県社会保険労務士会館)

☎0120-414-811

裏面の申込書に記入のうえ
FAXでもお申込みいただけます

FAX送信先 0742-23-3918

申込書

厚生労働省奈良労働局委託事業 令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和6年度 働き方改革セミナー 専門家派遣 **無料** もご利用ください!

セミナー参加・専門家派遣申込書〈FAX専用〉

申し込み締め切りは開催1週間前までです。資料の配布はございません。

番号をお確かめのうえ、送信ください。

FAX宛先 **0742-23-3918**

※すべてZoomによる
オンライン開催です。
必ずメールアドレスを
ご記入ください。

① セミナー参加のお申込み

日程番号 日程は今回 [1]～[16]までです。	[1]5月27日 [2]6月10日 [3]6月17日 [4]6月24日 [5]7月8日 [6]7月22日
	[7]7月29日 [8]8月26日 [9]9月9日 [10]10月7日 [11]10月21日
	[12]10月28日 [13]11月11日 [14]11月18日 [15]11月25日 [16]12月9日

会社名			
所在地			
受講者お名前		電話番号	
メールアドレス			
(参加日)	[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] (受講ご希望の日程番号に○)		
受講者お名前		電話番号	
メールアドレス			
(参加日)	[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] (受講ご希望の日程番号に○)		
受講者お名前		電話番号	
メールアドレス			
(参加日)	[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] (受講ご希望の日程番号に○)		

② 専門家派遣のお申込み 社労士を無料で派遣し個別のご相談をお受けします。

専門家派遣の希望	希望する	・	希望しない
専門家派遣に関する説明を	希望する	・	希望しない

※収集した個人情報は本事業以外の用途には利用しません。

あなたの会社の働き方改革!!

応援します!

相談支援
無料お気軽に
ご相談ください。該当する☑は
ありますか?

- ☐ 年次有給休暇・特別休暇の取得促進
- ☐ 就業規則
- ☐ 36協定
- ☐ 長時間労働の是正(時間外労働の上限規制)
- ☐ ハラスメント防止
- ☐ 兼業・副業

- ☐ 同一労働同一賃金(不合理な待遇差の解消)
- ☐ 職務分析・職務評価
- ☐ 人手不足の解消
- ☐ 業務改善助成金
- ☐ キャリアアップ助成金
- ☐ その他助成金

- ☐ 女性活躍
- ☐ 仕事と育児・介護等との両立支援
- ☐ 生産性向上による賃金引上げ
- ☐ しわ寄せ防止
- ☐ テレワーク
- ☐ その他

問題解決のためのメニュー

まずは
お電話
ください

無料

電話相談

支援センターでは、相談員が常駐して、電話・メール・来所による相談に対応します。(予約不要)
相談員は全員が社労士です。

無料

訪問
コンサルティング

ご希望により、貴社を訪問し、専門家が相談に対応します。
オンライン相談も可能です。

無料

セミナー開催

働き方改革やハラスメントなど、様々なテーマでセミナーを開催します。
自由にご参加いただけます。全てオンライン視聴可能です。詳細はホームページでご確認ください。

お気軽に
お申し込み
ください

無料

研修会・講習会への講師派遣

働き方改革や労務管理をテーマとするセミナーや研修会、講習会に講師を派遣します。オンラインセミナーも対応可能です。

ホームページは
こちら訪問コンサルティング
申込はこちら

社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

奈良働き方改革推進支援センター

相談受付

2024.4/1月 → 2025.3/31月

開設時間

平日 9:00-17:00(12/30~1/3を除く)

場 所

奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

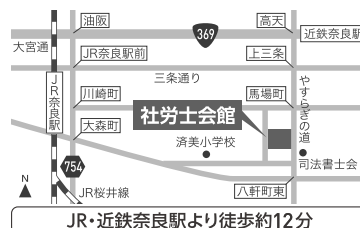
まずはフリーダイヤルへお電話を

0120-414-811

✉ hatarakikata@nara-sr.com

(来所・メールによるご相談もどうぞ)

FAX.0742-23-3918



JR・近鉄奈良駅より徒歩約12分

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託:奈良県社会保険労務士会)

裏面は無料訪問コンサルティングの申込票です。FAXまたはEメールでお申し込みください。

奈良働き方改革推進支援センターから 11

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

5月15日現在(概数)

区 分	令和6年	令和5年	増減数	備 考
総件数	14,085 件	13,948 件	137 件	1日に約 104 件
人身事故件数	878 件	924 件	-46 件	1日に 6 件
死者数	3 人	6 人	-3 人	約45日に 1 人
負傷者数	1,044 人	1,105 人	-61 人	1日に約 8 人
物損事故件数	13,207 件	13,024 件	183 件	1日に約 97 件

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

5月15日現在(概数)

区 分	令和6年	令和5年	増減数
総件数	710 件	669 件	41 件
人身事故件数	40 件	37 件	3 件
死者数	1 人	1 人	0 人
負傷者数	49 人	51 人	-2 人
物損事故件数	670 件	632 件	38 件

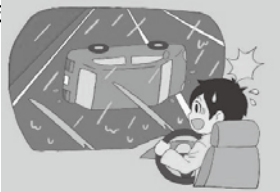


3 雨天時の安全運転ポイント

梅雨のシーズンが始まり、雨の日が多くなります。雨天時は路面が滑りやすくなるほか、視界が悪くなるので、危険の発見が遅れたり見落としやすくなります。

路面が滑りやすくなる

- ・雨の日は路面が濡れているため、制動距離が長くなります。ドライバーが危険を感じてブレーキを踏み、車が止まるまでの距離が晴れた日より長くなります。
- ・舗装道路では、雨の降り始めが最も滑りやすいと言われています。急ブレーキや急ハンドルによりスリップしやすいので注意しましょう。



サイドミラーが見えにくくなる

- ・雨の日は、フロントガラスやサイドミラーに水滴が付着して前方や後方の視界が悪くなります。側方ガラスやサイドミラーはワイパーで拭くということもできないため、非常に見えにくくなります。
- ・進路変更、右左折時に、後続車等を見落としやすくなるため、安全確認をしっかりと行いましょう。



運転手以外も視界が悪くなる

- ・雨の日は、車だけでなく、歩行者や自転車に乗っている人も視界が悪くなります。特に雨を避けるため下を向いて歩いている人や、傘をさしている人の視界は狭くなっています。相手が車に気付かないこともあります。
- ・安全な速度で走行し、周囲の安全を確認しましょう。



軽油価格調査集計表(2024年3月)

令和6年4月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2024年3月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.79	115.42	124.88

2024年3月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	121.14	120.51	130.08
出光昭和シェル	139.50	114.71	120.75
キグナス			
コスモ	121.00	113.36	126.50
その他	124.72	114.44	118.73

2024年3月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	124.05	116.41	126.13
30～50キロリットル未満	122.90	114.55	118.00
50～100キロリットル未満	120.40	113.50	
100キロリットル以上	129.05	112.93	

2024年3月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	119.25	113.34	119.95
30～60日未満	124.61	115.26	125.77
60日以上		119.76	

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年11月	123.48	112.04	122.61
2023年12月	127.55	114.57	122.51
2024年1月	127.60	114.47	125.74
2024年2月	128.47	114.48	126.83
2024年3月	123.79	115.42	124.88

※消費税抜きの価格となります。

第125回 トラック運送業界の景況感（速報）

第125回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和6年1月～3月期

日銀短観（3月調査・大企業）において、製造業では前回調査から2ポイント悪化の11となったが、非製造業では前回調査から2ポイント改善の34となり、コロナ禍明け後の需要回復を背景に改善が続いた。

こうしたなか、トラック運送業においては、燃料コスト高、物価高等の原価上昇、人材確保が困難等、厳しい経営環境にあるなか、運賃・料金の水準は改善基調を維持したものの、輸送数量の悪化等により、業界の景況感は▲26.0（前回▲17.7）と8.3ポイント悪化した。

来期見通しは、輸送数量減少等の見込みを反映して、▲30.2（今回▲26.0）と4.3ポイント悪化する見込みである。

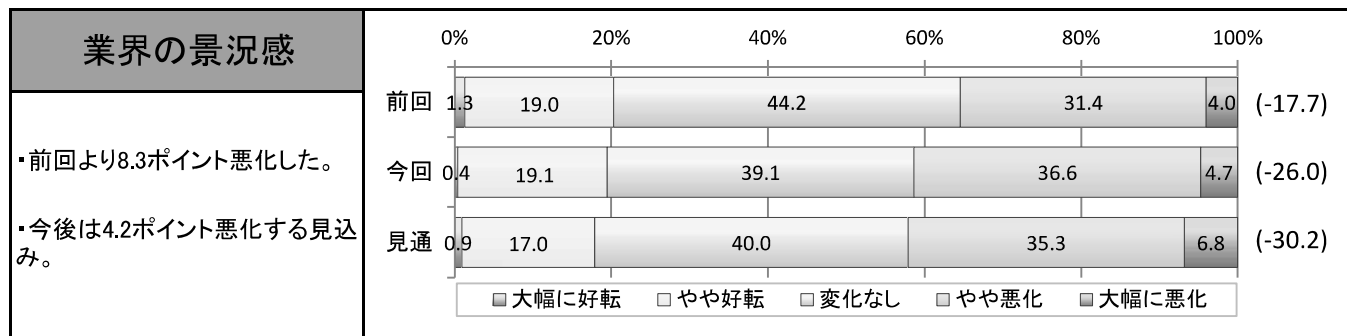
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

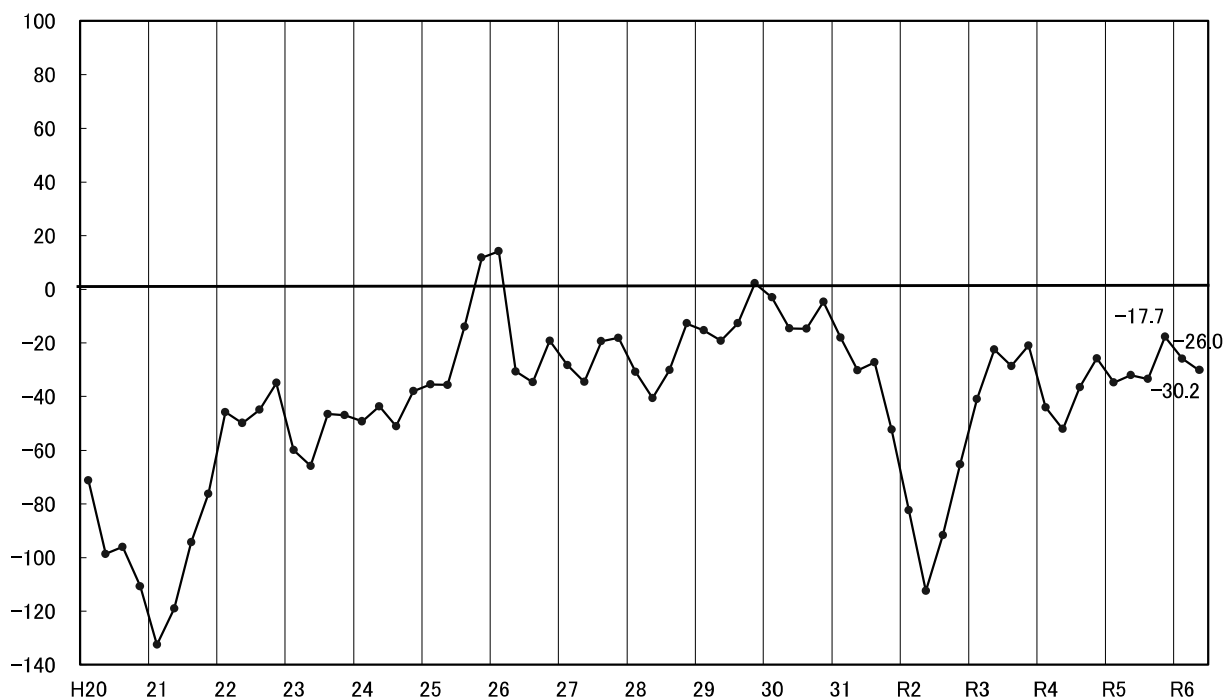
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感: 今回(令和6年1月～3月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・今期は運賃・料金の水準は改善基調を維持したものの、輸送数量の悪化等により、業界の景況感は▲26.0(前回▲17.7)と8.3ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期見通しは、輸送数量減少等の見込みを反映して、▲30.2(今回▲26.0)と4.2ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R5.10月～12月期)の状況、中段は今回(R6.1月～3月期)の状況、下段は今後(R6.4月～6月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

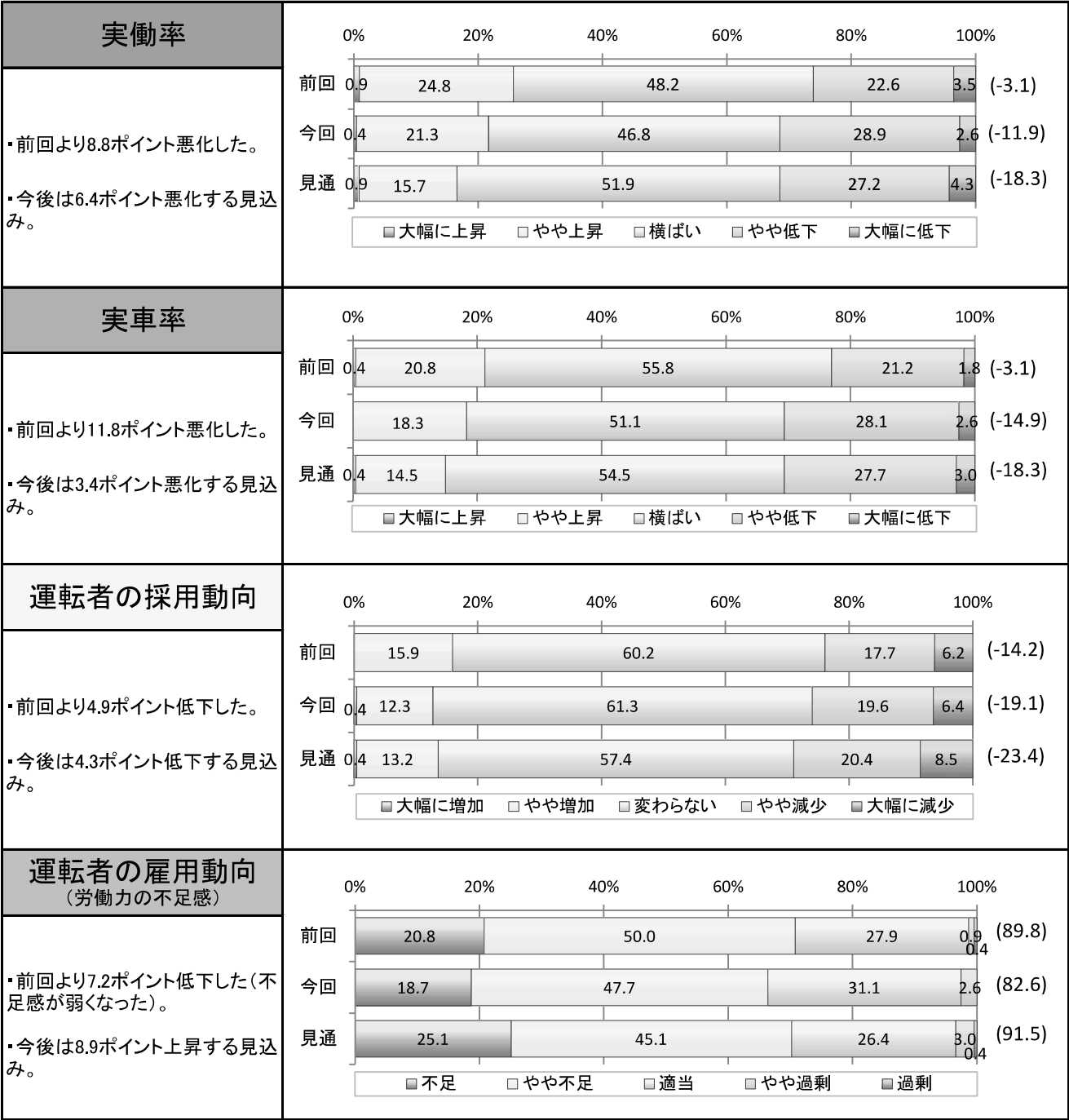
A (設問Aの回答者数) $= a1+a2+a3+a4+a5$ (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 $= \{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

※ 今回調査より、特積貨物として「宅配貨物」「宅配以外の貨物」を統合した指数に変更

2 共通の概況①: 今回(令和6年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲11.9(前回▲3.1)と8.8ポイント悪化、実車率は▲14.9(前回▲3.1)と11.8ポイント悪化し、輸送効率は悪化傾向となった。 ・ 運転者の採用動向は▲19.1(前回▲14.2)と4.9ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は82.6(前回89.8)と7.2ポイント低下、運転者労働力の不足感は緩和した。
今後の見通し	・ 実働率は▲18.3(今回▲11.9)と6.4ポイント悪化、実車率は▲18.3(今回▲14.9)と3.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲23.4(今回▲19.1)と4.3ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は91.5(今回82.6)と8.9ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。



(注4) 雇用状況については、上段は前回前回(R5.10月～12月期)の状況、中段は今回(R6.1月～3月期)の状況、下段は今後(R6.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和6年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 所定外労働時間は▲36.2(前回▲19.0)と17.2ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲4.7(前回▲4.0)と0.7ポイント減少した。 ・ 経常損益は▲26.4(前回▲16.8)と9.6ポイント悪化した。
今後の見通し	・ 所定外労働時間は▲47.7(今回▲36.2)と11.5ポイント減少し、貨物の再委託は▲3.4(今回▲4.7)と1.3ポイント増加の見込みである。 ・ 経常損益は▲21.7(今回▲26.4)と4.7ポイント改善する見込みである。

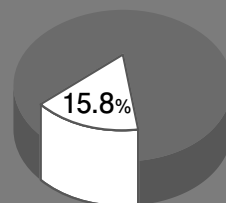
所定外労働時間	
・前回より17.2ポイント減少した。 ・今後は11.5ポイント減少する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 11.162.423.03.5 (-19.0) 今回 4.756.235.73.0 (-36.2) 見通 3.448.942.64.7 (-47.7) ■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	
・前回より0.7ポイント減少した。 ・今後は1.3ポイント増加する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 2.718.657.115.56.2 (-4.0) 今回 1.313.664.720.00.4 (-4.7) 見通 1.316.660.920.01.3 (-3.4) ■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 変わらない ■ やや減少 ■ 大幅に減少
経常損益	
・前回より9.6ポイント悪化した。 ・今後は4.7ポイント改善する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 0.923.539.430.55.8 (-16.8) 今回 0.922.134.534.97.7 (-26.4) 見通 1.719.640.032.86.0 (-21.7) ■ 大幅に好転 ■ やや好転 ■ 変化なし ■ やや悪化 ■ 大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第125回調査は、令和6年4月1日に、モニターに対して調査開始、令和6年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
87	432	476

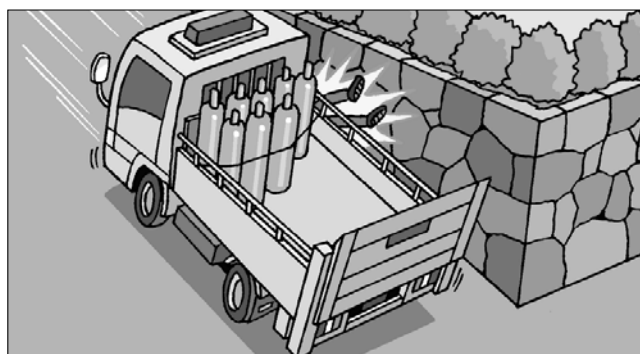
重大な労働災害を防ぐためには

4 トラックの
無人暴走による
死亡災害

トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

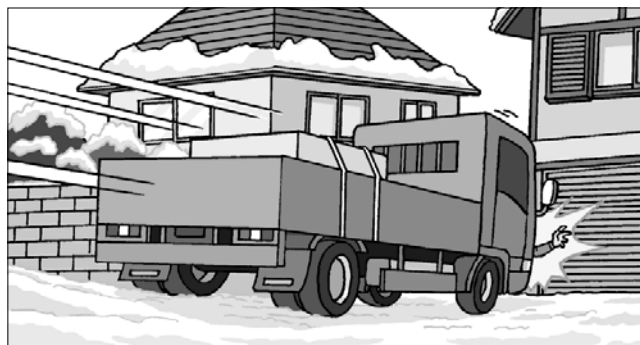
1

坂道で動き出した無人トラックを
止めようとして轢かれる（死亡災害）

被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

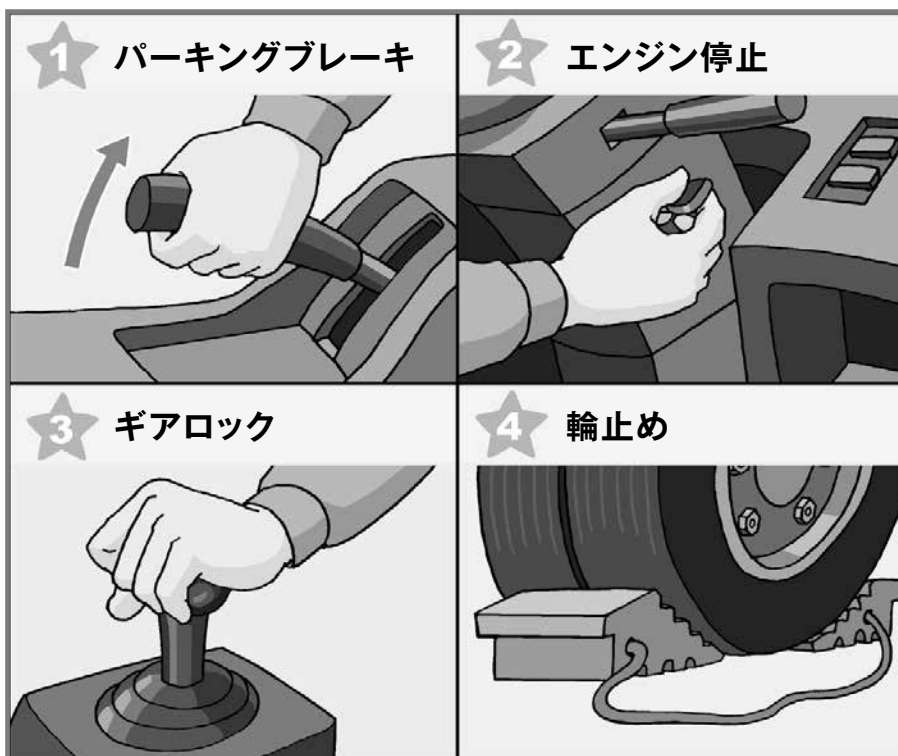
積雪路面で無人トラックが動き出し
住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対 策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



近畿交通共済からのお知らせ

ご活用ください。近畿共済の事故防止サービス

① 個別事業所安全運転講習会

御社が希望する

- 場所（会社事務所や倉庫等）
- 曜日（土曜・日曜・祝日可）
- 時間（受講者が希望する時間で可）

に講師を派遣し、事故防止に向けた安全運転講習会を開催いたします。

開催に際しては、事前予約が必要ですが、講習費用は無料ですので、ぜひご活用ください。



② 適性診断車



当該適性診断は、あくまでも安全運転に役立てるための一般適性診断です。

（※ 国土交通省令に基づく特定適性診断ではありません。）

利用に際し

- 曜日（原則・月曜と金曜は休業）
- 時間（１０時～１６時までの間）
- 場所（当該適性診断車に１００Ｖの電源が供給可能な駐車場所）

の条件は必須です。また、事前予約は必要ですが、ご利用費用は無料です。

検査は一人約３０分ほどで、その検査で得られた解析データは即時に受検者に手渡し、後日受検証明書を事業主様にお送りします。

③ アクセスメーカー（可搬型検査器）



この機器は、御社事務所デスクでご利用いただけるよう前記診断車に設置の機器と同じものを可搬型にしたものです。

貸出に際しては、事前予約が必要ですが、貸出費用は無料です。

※ ①・②・③のご利用は、当近畿共済組合員様に限ります。

尚、①の講師派遣にあつては、組合員様の支社であれば全国に派遣します。

しかし、②の配車・③の貸出は当共済管内のみです。

近畿共済の事故防止関係の取組みについては、ホームページ等をご覧ください。

お問合せ先 事故防止課 TEL ０６－６９６５－２８２６

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 TEL ０７４３－５９－１７０１まで



近畿総合通信局からのお知らせ

そのスマホやBluetoothイヤホン、
技適マークついてる？

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境の保護に取り組んでいます。

近年、インターネット等の通信販売により、スマホと車のオーディオを接続して音楽等を楽しむFMトランスミッターや長距離通信ができるトランシーバー等の外国規格の無線機器が流通しています。手軽に購入できる製品でも、日本の法令に合致しない規格の無線機器を国内で使用すると電波法に違反し、処罰の対象となります。

<電波の3つのルール>

1. 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
2. 外国規格の無線機器にはご注意ください
3. 電波の利用には、原則、免許が必要です

そのスマホやBluetoothイヤホン、
技適マーク
ついてる？

Bluetooth

STOP THE 不法電波!

守ろう！電波のルール

技適マークは、電波のルールに適合していることを証明するマークです。マークのないものは電波法違反になるおそれがあります。無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

CMアニメ動画 公開中！
CV：小澤水 亜美 CV：小野 友樹

詳しくは
総務省 電波利用 検索

事内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください

総務省 近畿総合通信局
https://www.soumu.go.jp/kansai/ninkyu/

適正化事業・巡回指導報告書(令和6年4月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年4月実施状況		令和6年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
16件	12件	4月	12件	8月	件	12月	件	12件	
		5月	件	9月	件	1月	件		
		6月	件	10月	件	2月	件		
		7月	件	11月	件	3月	件		
令和6年4月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					12	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					12	1	8.3%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					12	0	0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					12	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					12	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					9	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					12	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					12	1	8.3%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					2	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					1	0	0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					12	0	0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					12	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					5	3	60%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					12	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					11	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					10	3	30%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					12	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					12	2	16.7%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					11	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					12	0	0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					12	0	0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					11	0	0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					1	0	0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					12	3	25%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					10	5	50%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					10	3	30%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					12	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					11	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					8	1	12.5%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					12	2	16.7%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					12	1	8.3%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					2	2	100%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					11	3	27.3%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					12	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					12	3	25%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					11	1	9.1%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					11	1	9.1%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					12	1	8.3%
指導件数合計							387	36	9.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3件	1(1)件	3(1)件	件	件	件	7(2)件
新規参入	1(1)件	1(1)件	件	件	件	件	2(2)件
新規(他)	件	件	2(2)件	件	1(1)件	件	3(3)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4(1)件	2(2)件	5(3)件	件	1(1)件	件	12(7)件

()は会員外の件数です

優良従業員表彰 会長賞（金賞）受賞

日：令和6年5月17日(金)

場所：大和郡山市商工会館

大和郡山市商工会 中野雅史会長より奈良県トラック協会
棚上太郎（勤続10年以上）が優良従業員表彰 会長賞（金賞）
を受賞しました。



トラック協会・陸災防奈良県支部

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
8	土	9:00～	玉掛け技能講習会（学科）	奈良県トラック会館
9	日	9:00～	玉掛け技能講習会（学科）	奈良県トラック会館
14	金	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
15	土	8:30～	玉掛け技能講習会（実技）	奈良県トラック会館
23	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
27	木	10:00～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館
28	金	9:30～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	月		令和6年度Gマーク申請受付（～14日）	
7	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
28	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

トラックの構造上の特性

1 疲労と運転

IV

3 疲労防止のための日常生活での留意点

疲労の原因は、運転作業だけでなく、日常生活にあるケースも少なくありません。プロドライバーであれば、常に次回の乗務を考えて、疲労を持ち越さないような生活を心掛けなければなりません。

そのためには、家庭を大切に、家族の協力を得て、日常の健康管理に留意する必要がありますが、とくに、次の点に心掛けましょう。

- ・できるだけ一定の時間に床につき、睡眠は最低7時間～8時間とる。



- ・バランスの良い食事をできるだけ規則正しくとり、深酒や夜ふかしをしない。



- ・ふだんから、できるだけ体を動かすようにする。ただし、過度な運動は疲労の原因となるのでしない。



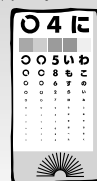
- ・休日などには、仕事を離れ趣味などを積極的に活かして、ストレスの解消を図る。



- ・定期健康診断を必ず受け、疾病等の早期発見に努める。



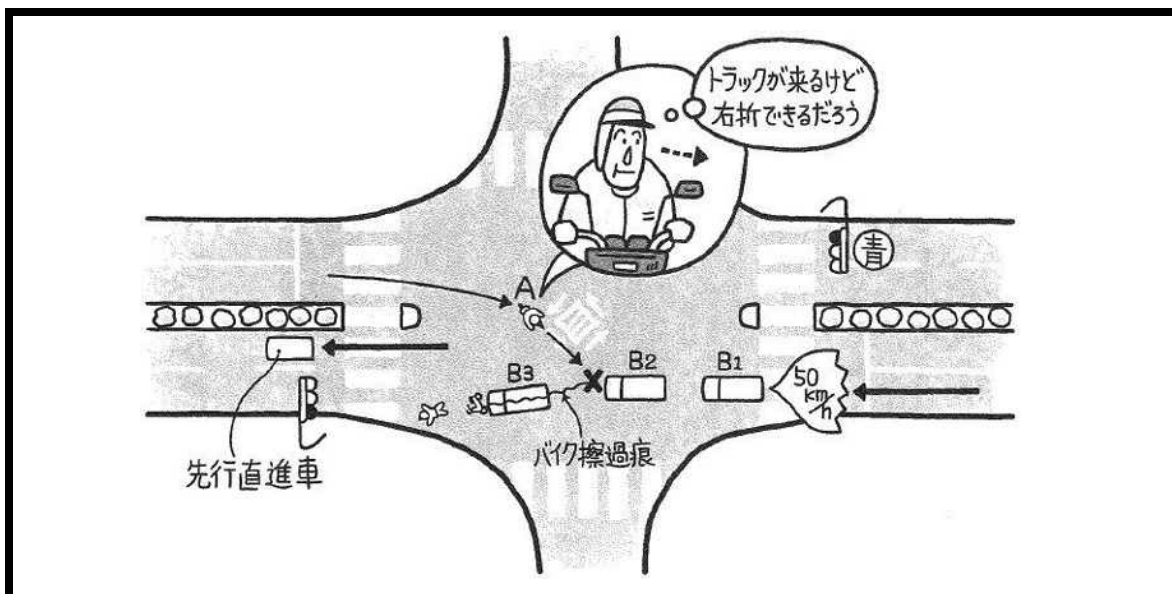
- ・中高年ドライバーは、加齢による視力等の心身機能の低下に注意する。



事業用自動車事故事例 No.106

(一般貨物) 原付自転車と普通貨物車の高齢者同士の右折事故

■ 事故の概況



事故類型：右折直進

発生日時：晩秋の朝

当事者A：原付自転車 70歳代 男性

当事者B：普通貨物車 60歳代 男性

■ 事故の概要

原付自転車を運転していたAは、次の十字路交差点を右折をするつもりで、中央分離帯寄りの第二車線に車線変更し、交差点で一旦停止しました。対面する信号は青だったが、対向車線に直進する車両を認めたので、その車両が通過するのを待ち、ゆっくり右折しようとした時、通過した車両の左後方第一車線をB車が直進してくるのが見えました。Aは、B車との距離は十分離れているので先に交差点を右折できると判断し、右折をはじめたところ、危険と思う間もなくB車と衝突しました。

一方Bは、時速約50kmで走行していました。交差点を走行する際B車の右隣を走行していた車両が交差点を通過した直後に、A車を発見しましたが、Aとの距離は既に約10mと接近しており、急ブレーキをかけましたが間に合わず、衝突しました。

■ 事故から学ぶ

交差点を右折する際、Aが「自分のほうが直進してくるBより先に交差点を右折できる」と誤った判断を下したことが原因です。道路交通環境に合わせた適切な安全確認や運転操作をしていたら、この事故は起きなかったと考えられます。

Aは約2年前にも全く同じような交通事故を起こしていました。運転に必要な「認知・判断・操作」が加齢によって低下していたのかもしれません。

高齢運転者が日常でできる安全運転行動は、例えば、一時停止の標識のある場所では必ず停止する、左右をよく確認する、スピードは控えめにする、運転時は運転に集中する。しかしこれらのポイントは運転者であればすべての人が注意することなのではないでしょうか。

そして、高齢者に限らず、歩行者、自転車、二輪車、四輪車、その他の交通（他人）を思いやることが一番の交通安全といえるかもしれません。

令和6年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

令和6年度

奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

融資公募枠 総 枠 3億円

公募期間 令和6年6月10日（月）～令和6年9月30日（月）

	融 資 対 象 事 業
近代化基金 （一般）融資	1 トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化のための事務機器等（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金 ②設備の「補修・改修」に要する資金 2 福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む） 3 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）・車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
環境対応車 及び省エネ 関連機器導 入に係る融 資	全ト協及び奈ト協の導入促進助成事業の対象となる環境対応車（CNG車、ハイブリッド車及び電気自動車）及び省エネ関連機器（EMS及びドライブレコーダー等）の導入に伴う資金
ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資	国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に伴う資金

公益社団法人 奈良県トラック協会

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
(公印省略)

令和6年度近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

融資限度	1会員3千万円	
公募期間	令和6年6月10日(月)から令和6年9月30日(月)まで	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	0.5%
	環境対応車・省エネ関連機器導入	0.5%
	ポスト新長期等規制適合車導入	0.5%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協) (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

融資限度	1会員2千万円	
公募期間	令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)まで (但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金	
	自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金	
利子補給率	0.5%	

3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和5年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	
公募期間	令和6年6月10日(月)から令和6年11月29日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金	
	人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)	
利子補給率	0.5%	

(本件担当 山村)

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム **WebKIT2**のご案内 **WebKIT2プラス5つの特長**

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

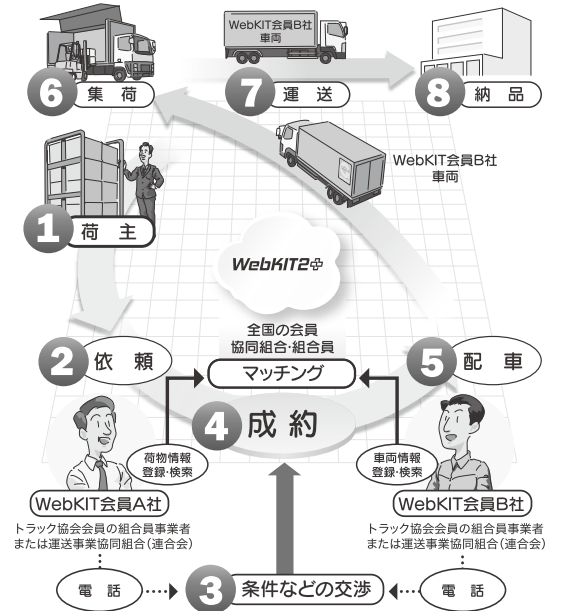
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合入会金	50,000円
※入会金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリー軽油価格	アドブルー /
123円 (令和6年4月現在)	三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格	1L=78~79円 (令和6年3月)
121円 (令和6年4月現在)	※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和6年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、
6月3日（月）から7月10日（水） までとなりますので、
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

※令和6年4月1日付で、労災保険率などが一部改定されていますので、令和6年度概算保険料算定時ご注意ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

飲酒運転根絶の徹底について

会 員 の 皆 様

公益社団法人奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

飲酒運転根絶の徹底について

平素は当協会の事業運営等にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

トラック運送業界では、事業用自動車の交通事故防止に向け「トラック事業における総合安全プラン2025」において、「飲酒運転ゼロ」を目標に掲げ、取り組んでいるところです。

全日本トラック協会の資料によりますと、令和5年度中の飲酒運転事故件数は23件で、令和4年度と比較して3.8倍となっています。

「飲酒運転根絶」に向け、協会より配布させて頂いている「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、アルコール検知器の使用の徹底による管理体制の強化、ドライバーへの指導・啓発活動の推進により、飲酒運転による事故防止対策のさらなる強化をお願い致します。

記

添付資料

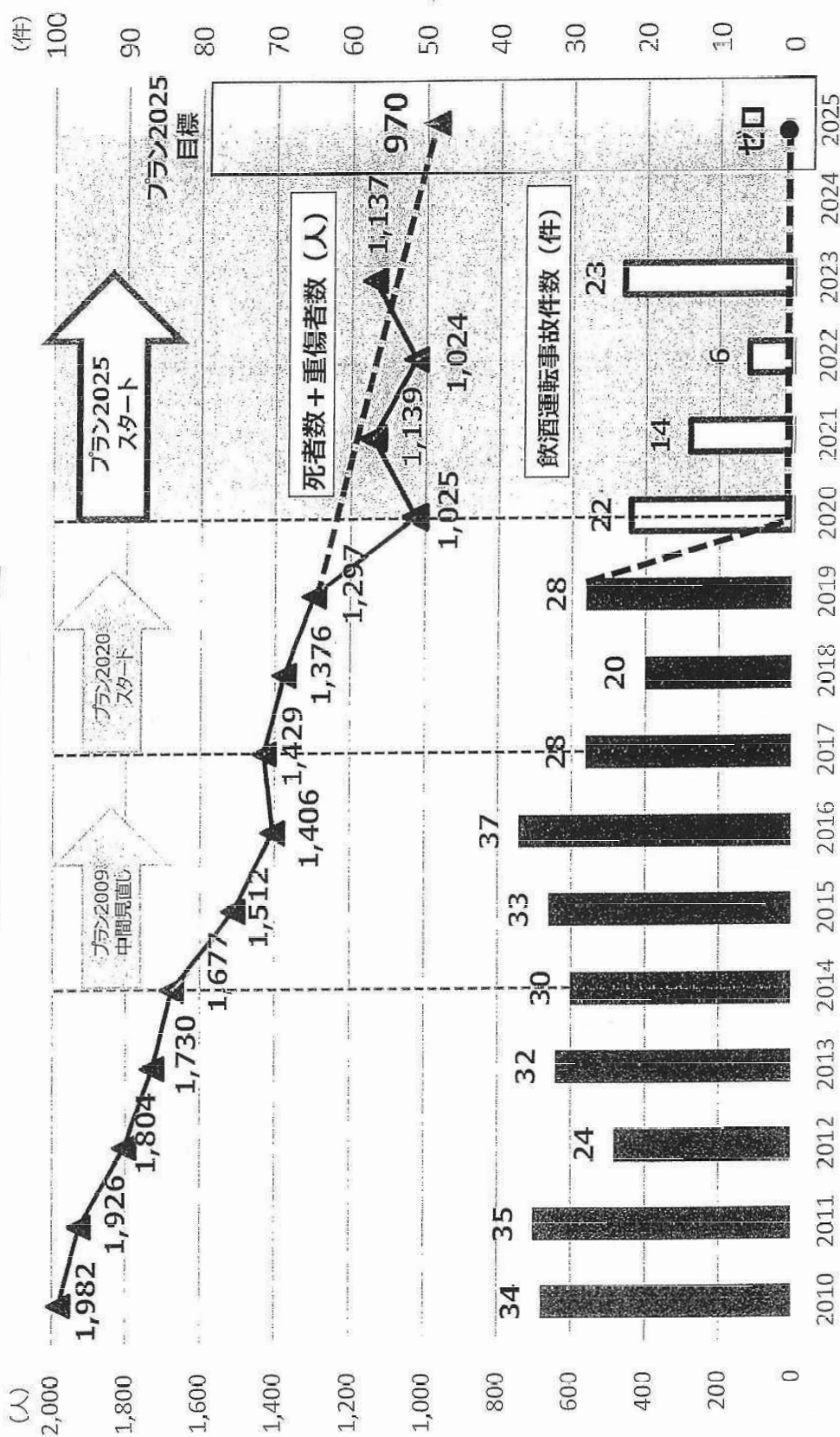
- ・ 全日本トラック協会「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標値と実績（R05）

担当・中林

◆全日本トラック協会「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標値と実績（R05）

令和7（2025）年の目標値：「死者数」と「重傷者数」の合計970人以下／飲酒運転事故件数ゼロ

（いずれも軽貨物を含まない）



数字はいずれも軽貨物を含まない。

出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつけられていない場合をいう）
- ・初違反 60 日車
- ・再違反 120 日車

乗務開始前の点呼[※]

<参考>

- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
- 常時有効保持義務違反とは
- ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
- ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
- ・初違反 20 日車
- ・再違反 40 日車

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

乗務終了後の点呼[※]

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置か、又は事業用自動車に設置する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

- 毎日確認する事項
 - ・アルコール検知器の電源が確実に入ること
 - ・アルコール検知器に損傷がないこと
- 少なくとも1週間に1回は確認する事項
 - ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること
- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

——2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業——

安全の証し「Gマーク」



「安全性優良事業所」申請概要
申請受付期間
2024年7月1日(月)～7月14日(日)

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

①申請案内

令和6年5月7日公開 全日本トラック協会ホームページより

②Web申請システム

令和6年6月3日稼働 全日本トラック協会ホームページ
Gマーク関係ページより

「新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置」を講じています。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。



申請案内など詳しくは
「Gマーク」で
検索してください。

Gマーク 検索

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には
「Gマーク」ステッカーを
剥がしていただく等、
Gマーク認定事業所が
正しく認知されるように
してください。



更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の
皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2022年度(新規)	229****
2回目更新	2021年度(初更)	219**** (1)
3回目更新	2020年度(2更)	209**** (2)
4回目更新	2020年度(3更)	209**** (3)
5回目更新	2020年度(4更)	209**** (4)
6回目更新	2020年度(5更)	209**** (5)

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい
内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

トラック奈良 2024年6月 第362号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

感染症防止対策

基本的な感染防止策

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です